

いなべ市上下水道事業公告第2号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

令和8年8月13日

水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う

いなべ市長 日 沖 靖

1 業務概要

- (1) 事業名 令和8年度官民連携等基盤強化推進事業
- (2) 業務番号 い下役第2号
- (3) 業務名 いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）
導入可能性調査業務
- (4) 履行場所 いなべ市役所北勢庁舎
- (5) 業務内容 官民連携導入可能性調査一式（詳細は別紙「仕様書」のとおり）
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和9年9月22日（水）までとする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、公告の日から令和8年9月28日（月）までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 参加者の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ いなべ市入札参加資格者名簿（物品・業務委託）において、業種「計画策定・コンサルティング」業種細目「公共事業相談業務」及び「公共事業企画提案」に登録されている者であって、登録先所在地が三重県内にあるものであること。

ウ いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成21年いなべ市告示第103号）第4条第1項の規定による入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。

エ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年いなべ

市告示第 119 号) 別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。

(2) 令和 3 年度以降に普通地方公共団体が発注した水の官民連携(ウォーター PPP)の導入に関する検討調査業務の元請け事業者として履行した実績がある者であること。

(3) 以下の技術者を配置できる者であること。ただし、技術者については、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

ア 管理技術者

技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道・下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者

イ 照査技術者

技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道・下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者

なお、照査技術者は、本業務の管理技術者を兼ねることはできない。

3 審査及び選定方法

本プロポーザルは、いなべ市下水道事業における水の官民連携(ウォーター PPP)導入可能性調査業務公募型プロポーザル評価委員会において、次の評価基準により審査を行い、その結果に基づき本業務における候補者を選定するものとする。

- (1) 技術提案内容
- (2) 実施体制
- (3) 業務実績等
- (4) プレゼンテーション
- (5) 見積金額

4 手続等

(1) 担当部局

〒511-0492 三重県いなべ市北勢町阿下喜 2633 番地

いなべ市 水道部 下水道課

電話 0594 (72) 3515 ファクシミリ 0594 (72) 3748

E-mail gesui@city.inabe.mie.jp

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法

仕様書等は、いなべ市ホームページの入札契約情報からダウンロードすること。

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1016177.html>)

イ 閲覧期間

公告の日から令和8年9月28日（月）午後4時までとする。

(3) 参加申込書の提出書類、提出方法及び提出期限

ア 提出書類等

(ア) プロポーザル参加申込書（様式1）

(イ) 参加申込提出書類（様式2）

①（様式2-1）参加資格要件総括表

②（様式2-2）会社概要書

③（様式2-3）類似契約実績書

④（様式2-4）業務実施体制書

⑤（様式2-5）配置予定技術者の経歴書

イ 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズにより提出すること。

ウ 提出先

上記（1）に同じ。

エ 提出方法

持参又は配送状況が確認できる方法で郵送すること。（受付は、いなべ市の
休日を定める条例（平成15年いなべ市条例第2号）第1条第1項に規定する
休日（以下「休日」という。）を除く。）

オ 提出期限

令和8年9月3日（木）午後4時

(4) 参加申込書、実施要領及び仕様書等に関する質問

ア 提出場所

上記（1）に同じ。

イ 提出期限

令和8年8月27日（木）午後4時まで

ウ 提出方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。

なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。口頭による質問の受付は行わない。

(ア) 電子メールのアドレス gesui@city.inabe.mie.jp

(イ) 電子メールの件名

【質問書】いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）
導入可能性調査業務－質問書提出者名

エ 回答日

令和8年9月1日（火）

いなべ市ホームページ上の入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより
回答する。

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1016177.html>)

(5) 提案書の提出を要請する者の確認

資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式4）」により、提案書等の提出について通知する。通知は令和8年9月8日（火）発送予定

(6) 技術提案書等の提出方法等

ア 提出書類及び部数

(ア) 技術提案書（様式5） 8部

(イ) 見積書及び見積内訳書（様式6） 1部

イ 提出場所

上記（1）に同じ。

ウ 提出方法

持参又は配送状況が確認できる方法で郵送すること。（受付は、いなべ市の休日を定める条例（平成15年いなべ市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

エ 提出期限

令和8年9月18日（金）午後4時

オ 技術提案及びプレゼンテーションに対する質問

令和8年9月11日（金）午後4時まで

カ 質問方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。

なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。口頭による質問の受付は行わない。

(ア) 電子メールのアドレス gesui@city.inabe.mie.jp

(イ) 電子メールの件名

【質問書】 いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）
導入可能性調査業務－質問書提出者名

なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

キ 回答日

令和8年9月15日（火）

(7) 本プロポーザルの日時及び場所

ア 日時 令和8年9月28日（月）（時間等詳細は、参加者に連絡する。）

イ 場所 いなべ市役所北勢庁舎

5 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 要

ただし、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号）第27条第1項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第28条第1項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする

とともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。

(6) 評価順位第 1 位の者を随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

(7) 参加申込者が 1 者の場合でも審査を行い、委員会の評価において、委員の過半数が評価合計点の 2 分の 1 以下と採点した場合を除き、契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

(8) 提出された技術提案書の審査の結果は、書面により通知する。

(9) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。

(10) 本業務の契約金額は、金 2 1, 1 2 3, 3 0 0 円以内（消費税相当額を含む。）とする。

(11) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加申込者の負担とする。

(12) 提出された参加申込書及び技術提案書は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年 いなべ市条例第 8 号）に基づく公開対象文書となる。

(13) 本業務の契約締結者以外の技術提案書は審査終了後に返却する。

(14) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
また、技術提案書に記載した技術者は、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を措置し、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

(15) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでに、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

(16) 詳細は、いなべ市下水道事業における官民連携（ウォーター PPP）導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領によるものとする。